

平成27年度  
南城市青年連合会 総会



日時： 平成27年4月11日（土） 20：00～  
場所： 南城市役所大里庁舎3階 市民ギャラリー

## 南城市青年連合会 基本理念

地域青年会を盛り上げ、南城市全体の活性化を目標とする。連合会は、組織のトップという位置づけではなく、あくまでも地域青年会を支えるためにある。

2006年に旧佐敷町・旧知念村・旧玉城村・旧大里村が合併し、連合会が発足した。街の活性化を目指し、青年の交流を深めていく。

## 加盟団体（平成27年度現在）

### ・佐敷支部

津波古青年会 舞天鼓 つきしろ青年会

### ・知念支部

安座真青年会 知名青年会

### ・玉城支部

愛地青年会 船越青年会 奥武島青年会 堀川青年会 親慶原青年会  
富里青年会 當山青年会 志堅原青年会 前川青年会 屋嘉部青年会  
玉城青年会

### ・大里支部

大城青年会 稲福青年会 G T 青年会

平成27年度 南城市青年連合会総会 次第

1 開会のあいさつ

平成26年度 南城市青年連合会会長 外間 幸成

2 来賓あいさつ

3 資格審査報告

事務局長 城間 裕太

( ) 会員中、本日出席 ( ) 名・委任状による出席 ( ) 名

4 議長並びに書記の選出

5 報告第1号 平成26年度 事業経過報告

報告第2号 平成26年度 監査報告及び会計報告

議案第1号 会則の改廃について

議案第2号 新役員選出について

議案第3号 平成27年度 事業計画案

議案第4号 平成27年度 予算案

6 基本取組意思調印式

7 閉会のあいさつ

平成27年度 南城市青年連合会会長

8 その他連絡事項

## 平成26年度 南城市青年連合会 事業報告

平成26年	4月19日	平成26年度 南城市青年連合会 総会
	5月15日	第1回 定例会 第1回 青年芸能フェスタ実行委員会
	28日	南城市チャレンジデー 参加
	6月 1日	奥武島ハーリー 出場
	11日	第2回 定例会 第2回 青年芸能フェスタ実行委員会
	15日	地域ボランティア清掃
	20日	第60回 沖縄県青年大会 協力
	7月 9日	第3回 定例会 第3回 青年芸能フェスタ実行委員会
	20日	第9回 南城市子どもまつり 協力
	27日	旧盆お掃除ボランティア 協力
	8月13日	第4回 定例会 第4回 青年芸能フェスタ実行委員会
	23日	第50回 青年ふるさとエイサー祭り 出場
	9月14日	第9回青年芸能フェスタ in 南城
	10月 4日	第28回青年文化発表会（石垣） 出場
	15日	第5回 定例会
	18日	あざまサンサンビーチまつり 協力
	11月 2日	尚巴志ハーフマラソン 協力
	12日	第6回 定例会
	30日	スポーツ大会
	12月11日	第7回 定例会
	14日	年末お掃除ボランティア 協力 第6回青年一斉クリーンアップ（与那原） 協力
	21日	青年会サンタクロース事業

平成27年	1月	2日	第9回 南城市新春マラソン		
		4日	南城市成人式	協力	
		15日	第8回 定例会		
		18日	第31回 南城市大里新春もちつき大会・島添の丘バザー	協力	
				第1回 南部地区青年団連絡協議会レク大会	出場
	2月	5日	第5回なんじょう輝きフェスタ	協力	
		11日	第9回 定例会		
		27日	南城市叙勲祝賀会	協力	
	3月	8日	交流会2015		
		21日	第1回 南部地区青年団「南部を巡る」交流プロジェクト	参加	
		22日	第27回 なんぶトリムマラソン大会	協力	

平成27年度 南城市青年連合会 役員（案）

No.	役職	氏名
1	会 長	石原 亮栄
2	副会長	枝川 佳平
3	副会長	山城 興也
4	事務局長	島袋 裕貴
5	事務局員	新垣 健太
6	通信局長	中磯 彬彦
7	体育・文化・広報部長	大城 大地
9	会 計	城間 裕太
10	監 事	外間 幸成
11	監 事	城間 大輔
12	監 事	西村 風太

## 平成27年度 南城市青年連合会 事業計画 (案)

月	事 業	備 考
4月	平成27年度 総会	11日
	第1回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	下旬
5月	第2回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	中旬
6月	第3回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	中旬
	地域清掃ボランティア	中旬
	第61回 沖縄県青年大会	27～28日
7月	第4回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	中旬
8月	第19回 一万人エイサー踊り隊	2日
	第5回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	中旬
	旧盆お掃除ボランティア	未定
	第51回 青年ふるさとエイサー祭り	15～16日
	旧 盆	25～26日
9月	第6回 定例会・青年芸能フェスタ実行委員会	上旬
	第10回 青年芸能フェスタ in 南城	中旬
10月	第7回 定例会	中旬
11月	第64回 全国青年大会	未定
	第8回 定例会	中旬
12月	年末お掃除ボランティア	未定
	第9回 定例会	中旬

	サンタクロース事業	下旬
1月	第10回 南城市新春マラソン大会(通算41回)	2日
	第10回 定例会	中旬
2月	第11回 定例会	中旬
	交流会2016	下旬



# 南城市青年連合会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は南城市青年連合会と称し、事務局を南城市教育委員会が置かれる場所に置く。

第2条 本会は会員相互の連絡調整を図りその助成発展に努める。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化活動の推進
- (2) 会員の心身の向上に関する事項
- (3) 本会の趣旨に沿う各種団体との連絡提携
- (4) その他本会の目的達成上の必要な事項

## 第2章 組織

第4条 本会は本市に居住する各字青年会の会員を以って組織し、年齢は満で30歳の3月末日までとする。但し、入会希望者はその限りではない。

第5条 本会に加盟しようとする青年会は所定の申込書を提出し、所定分担金を納入しなければならない。

## 第3章 機関

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第7条 総会は本会の最高決議機関であり、市役員（部局員を含む）及び代議員を以ってこれを構成する。

2 代議員は各支部とも1人とし、会長又はその代理を以って当てる。

第8条 総会の職務権限は下記のとおりとする。

- (1) 会長の選挙
- (2) 市役員の承認
- (3) 決算の承認（監査報告書を添付すること）
- (4) 会則の改廃承認
- (5) 事業経過報告
- (6) 予算の決定
- (7) 年間行事計画の決定
- (8) その他

第9条 総会は毎年4月に定例総会を開く。但し、都合により開催月の変更があるときはそれを認める。また、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の過半数の連署を以って要求があったとき

会長は臨時総会を招集しなければならない。

第10条 会長は総会を開くときは1週間前までに日時、場所及び議題を支部会長に通知する。

第11条 総会は総会構成員の過半数の出席により成立する。但し、委任状制を採用する。

第12条 総会は正副議長を置く。

2 議長は総会の中で代議員の中から会長が互選させる。

3 副議長は議長が任命する。

第13条 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理し、その事務を監督する。

2 副議長は議長を補佐する。

第14条 本会は、第3条の事業を円滑に遂行するため、次の部局を置く。

(1) 事務局

(2) 体育・文化・広報部

(3) 通信部

#### 第4章 役員

第15条 本会は次の役員（部局長）を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 事務局長 1人

(4) 通信局長 1人

(5) 文化体育広報部長 1人

(6) 会計係 1人

(7) 事務局員 1人

(8) 監事 3人

第16条 事務局長、会計及び各部長は会長が任命し、総会の承認を得る。

2 役員手当は、会長1万円、副会長各1万円、事務局長1万円、通信局長1万円、体育・文化・広報部長1万円、会計1万円とする。

第17条 役員任期は、1年間とし再任再選を妨げない。補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第18条 役員会は第15条の役員を以って構成する

第19条 役員会の職務権限は次のとおりとする。

(1) 各種行事の企画、運営をする

(2) 総会に関する事項

(3) その他必要と認めた事項

第20条 役員会は会長が招集する。但し、役員数の2分の1以上の要求があれば会長はこれを召集しなければならない。

第21条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が欠員又は事故があるときはこれを代行する

- (3) 事務局長は正副会長のもとに事務を総括し、事務執行にあたる
- (4) 通信局長は、定例会、その他行事を円滑に運営するため各支部及び各会員への連絡事項を統括し、事務執行にあたる
- (5) 体育文化広報部長は本会の体育行事及び文化行事並びに広報について立案し、実践する
- (6) 会計係は本会の会計事務を処理する
- (7) 事務局員は事務局長を補佐する
- (8) 監事は、役員全体を補佐する

第22条 各部局長は必要に応じて部員を置くことができる。

第23条 各部員は各部局長の指揮のもとに計画実践に参加すること。

## 第5章 会計監査委員会

第24条 会計監査委員会は2人の委員で構成し、会長が会員の中から任命する。

第25条 当委員会は本会の歳入歳出、決算の監査を行い、必要に応じて会計の事務処理を検査し会計事務の適正を図る。

第26条 当委員会は決算の結果を報告書により会長に通知する。

## 第6章 会計

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

第28条 本会の経費は下記のを以って当てる。

- (1) 分担金
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) 雑収入
- (6) 過年度収入
- (7) 繰越金

第29条 分担金は総会時にこれを徴収し、各字会長はこれをまとめて納入しなければならない。

第30条 会計年度末に剰余金があるときは次年度にこれを繰り越す。

第31条 決算報告は総会において行う。

第32条 本会に次の帳簿を備え、かつこの期間保存し、会員は会長の許可を得てこれを閲覧することができる。

- (1) 役員名簿 (5年)
- (2) 公文書綴り (3年)
- (3) 会則綴り (永年)
- (4) 議事録 (3年)
- (5) 会計簿 (3年)

- (6) 領収書綴り (5年)
- (7) 備品台帳 (永年)
- (8) その他必要な帳簿 (2年)

附則

- 1 本会に必要な綱則は別にこれを定める。
- 2 本会の会則は、総会の過半数の同意を得て、改正をすることができる。

附則

- 平成19年4月7日 第14条(4)を追加。
- 〃 第16条 2を追加。
- 平成20年4月12日 第15条(2)を変更。
- 平成21年4月4日 第15条(2)を変更、(8)を追加
- 〃 第21条(8)を追加。
- 〃 第18条(2)を変更。
- 〃 第16条(2)を変更。
- 平成23年4月16日 第15条(4)(5)(8)(9)を追加
- 〃 第18条(1)を変更
- 〃 第21条(4)を変更
- 〃 第21条(5)を変更
- 〃 第21条(9)を変更
- 平成24年4月20日 第14条(2)(3)を変更し、(4)を削除
- 〃 第15条(8)を変更し、(9)(10)を削除
- 〃 第16条 2を変更
- 〃 第21条(8)を変更し、(9)を削除
- 平成25年4月19日 第15条(7)(8)を変更
- 平成26年4月12日 第16条(2)を変更